

K  
S  
K  
P

(平成13年10月)

No. 38

編集人

(社)兵庫県精神障害者家族会連合会

西浦三郎

〒650-0016 神戸市中央区橘通4丁目1-28  
辻ビル2FTEL 078-360-2618/FAX 078-360-2615  
Eメール dfbbd601@kcc.zaq.ne.jp

## 精神障害者の在宅福祉サービスの充実

兵家連副会長 東 口 力 ツ



改正精神保健福祉法に基づき、精神障害者の福祉に関する業務の実施が、来年度からは県ならびに保健所から市町村に移り、市町村による精神障害者の在宅福祉の時代がいよいよ始まります。

しかし、来年度から新規に実施の「訪問介護（ホームヘルプ）事業について全家連の調査によると、改正法どおり来年度から実施を予定している市町村は、全国で約53%に止まり、残りの市町村がまた実施できないなど、在宅福祉サービスの準備体制が遅れている実態が明らかになっています。

精神障害者の日常生活の支援や相談を行う「地域生活支援センター」が整備済みの市町村は全国で約26%、授産施設や共同生活施設など関係施設のない市町村が23%もあります。

背景として「ノウハウがない」「専任職員がいない」などを挙げる市町村が多いようですが、福祉サービスを利用する障害者も地域社会を構成する一員であるとの理解が深まり、一日も早く体制が整うことを願っています。

### 精神保健福祉に関する電話相談

兵家連では、精神障害者に関する相談ごとについての電話相談を受付けています。

毎週、月～金曜日、10時より15時 ☎ 078-360-3610

## 兵庫県へ精神保健福祉施策に関する 要望書を9月17日に提出しました。

### 要　望　書

#### 一、障害者ヘルパー育成に関する要望

来年度から開始される市町の精神障害者ホームヘルパー派遣事業に、社会復帰途上にある精神障害者をヘルパーに起用し、新しい就労の道を拓いて欲しい。

#### 一、医療に関する要望

- ・移送制度については人権に配慮し、当事者のニーズに応える充分な予算措置を。
- ・移送制度と併せて二十四時間対応可能な救急精神科医療システムの整備を。

#### 一、社会復帰施設やグループホーム、小規模作業所に関する要望

小規模作業所やグループホームの増設ならびに補助金の単価の引き上げを。

#### 一、県の精神保健福祉審議会に関する要望

審議会の機能強化のため、委員に精神障害者の代表を加えて欲しい。

#### 一、精神医療審議会に関する要望

機能強化のため、事務機関の精神保健福祉センターへの移行と、充分な人員や財政措置を。また、委員として精神保健福祉の専門職、精神障害者や家族の代表者を。

#### 一、当事者（家族・障害者）支援に関する要望

- ・今後の福祉施設の推進において、当事者（家族・障害者）活動は極めて重要であり、精神保健福祉法の改正により市町との関わりが強くなるため、地域で活動する当事者への理解と、当事者による相談・援助・啓発事業への物心両面にわたる援助の強化を市町に指導して欲しい。
- ・当連合会の事務所の家賃負担を軽減し、他障害者団体との連携強化するため、他障害団体と共同入居できる事務所の斡旋を県に要望。

#### 一、手帳に関する要望

- ・平成七年十月の精神障害者保健福祉手帳制度の創設により、精神障害者が手帳による福祉サービスを受けられることになっているが、具体的なサービスの充実が必要。特に公営住宅への優先入居についてのサービス拡充を要望。
- ・手帳交付の申請受け業務が平成十四年から市町に移管されるも、交付までに要する時間が長引かぬよう、早期発給への配慮を要望。

## 柏原町が精神障害者の医療費半額を補助

氷上郡柏原町では、精神障害者も重度心身障害者医療の対象とすることを決め、精神障害者保健福祉手帳「1・2・3級」所持者の医療費を、四月一日から半額補助する条例を改正しました。

これにより、精神障害者は通院費公費負担のほかに、入院した場合の入院費用の半額が公費負担で免除されます。氷上郡では既に山南町が半額補助を行っており、兵庫県下の他の地区では、宝塚市、夢前町が全額補助されています。

## 精神分裂病の病名変更へ

人格を否定するような響きを持つ『精神分裂病』という名称は、社会的にも医学的にも不適切として、精神科医らでつくる日本精神神経学会が、精神障害者の家族らからの要望に応えて新たな病名を募り、来年8月に開催される世界精神医学会横浜大会で新病名を決定したいとしています。

全家連では、学会の「精神分裂病の呼称変更委員会」との共催事業として、新聞の全面広告で広く一般市民にも理解を求めながら新病名を募集することになり、目下事業（総予算4千万円）を実施中です。

尚、広告の費用については、全家連では製薬会社等関係団体にも協力を呼び掛けていますが、それだけでは賄い切れませんので、大勢の方からの賛同と募金の協力を求めていきますので、よろしくお願ひします。

募金振込先 郵便振替・口座番号 00150-3-5600

加入者名 全家連

### <全家連賛助会員募集>

あなたの支援で、全家連は運営されています !!

年会費 団体の場合 1□ (10,000円) 以上

個人の場合 1□ ( 3,000円) 以上

振込先 郵便振替 01110-4-83568

## メーリングリスト会員を募集中

### 但馬心の健康の友の会

兵庫県城崎郡日高町に住む藤原恒さんが主催する「但馬心の健康の友の会」(現会員三十名)が、パソコンを使って、当事者や家族・保健婦や福祉士など心の健康に関心のある人々と、メーリングリストによる交流仲間を募っています。

兵庫県のように広い地域だと会員が一ヵ所に集まるのは大変ですが、最近普及のパソコンを使えば、お互いが居ながらにしてパソコンを介して自由に意見を交換できます。

参加希望の方や関心のある方は、会代表の藤原恒(ふじわらひさし)さんまでお問い合わせ下さい。

〒669-5315 兵庫県城崎郡日高町浅倉133 藤原恒

☎FAX 0796-42-2710 Eメール hisashif@violin.ocn.ne.jp

\*\*\*\*\*

### 兵庫県で「精神障害者職業自立支援事業」がスタート

この事業は、精神障害者の雇用に向けた支援を総合的に実施するため、地域障害者職業センターが中核になり、社会復帰を支援している医療、福祉、その他の機関との有機的な連携によって、就労意欲のある精神障害者への必要な指導、職業準備訓練等を行い、職業的自立の促進に役立ててもらおうとするもので、兵庫県では、今年7月に兵家連も参加して「精神障害者職業自立推進協議会」が設立されました。

協議会に参加した団体・機関は次の通りです。①兵庫障害者職業センター、②神戸公共職業安定所、③明石公共職業安定所、④兵庫県精神保健福祉センター、⑤神戸市こころの健康センター、⑥社会福祉法人かがやき神戸、⑦夢工房大久保、⑧垂西むつみ会、⑨兵家連。

尚、関係機関等からの推薦を受けて、指導・訓練プログラムの受講を希望される五人の第一期生に対し、10月29日、兵庫障害者職業センターにおいて、松島所長以下関係者が出席のもとに開講式が行われ、16週間にわたる職業センターでの「職業リハビリテーション・サービス」が始まりました。

## 学生無年金障害者訴訟、大阪地裁で開始

国民年金への加入が任意だった学生時代に障害を負い、未加入を理由に障害基礎年金を受給できないのは憲法に違反するとして、全国の学生無年金障害者26人が、東京、京都、広島など8地裁に一斉提訴しております。

大阪でも、地元大阪や兵庫など関西一府二県の十一人が、国などに不支給の決定取り消しと損害賠償を求めて提訴している「関西学生無年金障害者訴訟」の第一回口頭弁論が、十月十九日、大阪地裁で行われました。

当日の法廷は、多数の原告支援者が応援に駆けつけて傍聴席が満席となる中で、原告の原静子さん（兵庫県）と辻一さん（大阪府）の二人が、国民皆年金のもとで無年金となった国の対応と制度の不備を訴えました。

尚、次回の裁判の日程が下記の日時に決まりました。あいにく年末の押し迫った時期になりますが、精神障害者を含む無年金障害者解消のため、また、傍聴席を支援者で埋めて無年金障害者問題が広く関心を持たれていることを裁判所に示すため、ぜひ多くの方の傍聴をお願い致します。

日 時 平成13年12月28日（金） 10:00～

場 所 大阪地裁、第202号大法廷（傍聴席 100席）

<大阪市北区西天満2丁目1-10、大阪市庁舎の堂島川を挟んだ北側>

○傍聴に参加して頂ける方は、「学生無年金障害者への年金支給を実現する関西の会」（☎06-4865-2233、担当：山河）までお申出ください。

### ＜新刊書紹介＞

書籍名 社会福祉小六法〔平成13年度版〕

編 者 ミネルヴァ書房編集部

定 価 1,600円+税

○社会福祉法、NPO法など改正福祉関係法を網羅した最新版です。これから家族会活動に是非一読をおすすめします。

購入希望される方は、兵家連事務所までお問い合わせください。

## ○行事のご案内○

### ○平成13年度兵庫県障害者福祉大会

日 時：平成13年12月8日（土）12:40～15:00

場 所：龍野市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール  
(龍野市龍野町富永 ☎0791-63-1888)

内 容：記念講演、知事表彰（作文・ポスター）、障害者団体表彰（功労者）

### ○『はーとふる兵庫』

#### ①心のコンサート

日 時：平成13年12月1日（土）14:00～15:30

場 所：三宮・神戸市勤労会館 7階

内 容：バリトン歌手、時田直也さんのコンサート

#### ②ふれあい人形劇

日 時：平成13年12月7日（金）14:00～15:00

場 所：三宮・神戸市勤労会館 2階

内 容：糸操り人形劇「みのむし一座」

#### ③はーとふる兵庫展

日 時：平成13年12月7日（金）～12日（水）

場 所：三宮・サンパルギャラリー・ドゥ

内 容：公募した障害者（児）の詩に文化人が絵を書き添えた作品を展示

平成14年の全国大会は京都で開催されます  
(WFSAD世界大会と並行開催)

日 時：平成14年10月10日（木）～12日（土）

（WFSAD世界大会は、10月8日～12日）

場 所：京都国際会議場・周辺ホテル

テーマ：家族会が切り拓く未来～精神保健福祉の新しい時代

## 社会の動き

### ■山口県連が社団法人化

平成十三年五月三十一日付けで、山口県精神障害者家族会連合会が社団法人となりました。

その結果、法人化された都道府県連合会は、次の十五か所になります。北海道、茨城、栃木、新潟、静岡、大阪、兵庫、島根、広島、山口、福岡、熊本、大分、沖縄（以上は社団法人）、岐阜（特定の非営利活動法人）。

### ■福祉団体に専門員派遣

NPOなど民間の福祉活動団体に対し、会計や労務に詳しい人を派遣する「ナレッジバンク」を東京都が始めた。

退職した企業OBらにボランティアとして登録してもらう。税務などに専門知識をもった人材がいない福祉団体もあり、運営基盤の安定を図る考えだ。

都福祉局によると、民間福祉団体と専門知識をもったボランティアの橋渡しをする事は全国的に珍しいという。

### ■障害者施設の優劣公表

東京都福祉局は、所管する123か所の心身障害者入所施設について、第三者がきめ細かく評価した“成績表”を公表した。

都によると、施設の実名を明示して優劣を情報公開するのは全国で初めて。

### ■福祉施設と企業、雇用で連携

神奈川県は民間企業の障害者雇用を促進するため、地域作業所など福祉的就労施設と企業が連携する仕組みを作る。

福祉的就労施設が職業訓練のため企業で働く障害者を一時的に受け入れたり、企業が期間を定めて障害者を雇用できるよう、

企業の雇用期間のすき間を施設での雇用で埋める体制を整える。

### ■障害者ピアカウンセリング事業

大分市社会福祉協議会は、障害をもった人がカウンセラーとして障害者の悩みを聞く「ピア・カウンセリング」相談事業を始めた。

大分県内初の試みで、障害者自身が相談を受けることで、より効果的な支援をめざしている。

### ■欠格条項の改正案可決

六月に閉会した国会にて、運転免許にかかる道路交通法、医師法を含む厚生労働省所管の三十一制度の欠格条項の改正案が可決された。

道路交通法では、従来の絶対的欠格事由から、相対的欠格事由に緩和されたものの「幻覚を伴う精神病であって政令で定めるもの」という表現が残された。

### ■障害年金受給を支援

心身に障害をもった人が、年金を受け取れるよう支援する活動を、大阪と奈良の社会保険労務士が14名で始めた。

障害の認定や手続きの繁雑などの理由で、受給条件を満たしているにもかかわらず、障害年金を受け取れない人が全国で数十万人存在するという。

希望者には手続きを代行する。連絡先は「障害者年金支援ネットワーク」。  
電話・FAX兼用 0745-75-6822

K  
S  
K  
P

一九八四年八月二〇日第三種

文  
物  
認  
可毎  
日  
発  
行定  
価  
五  
十  
円

発行人：関西障害者定期刊行物協会／大阪市城東区東中浜二丁目一〇一十三 アド企画 気付

## 兵 家 連 活 動 日 誌

## 役員の動き

- |   |  |
|---|--|
| 7. 10 研修業務部会（西浦、中野、室本、平坂、田中、落合）         | 9. 22 近畿ブロック家族大会<大阪>                     |
| 7. 11 兵家連紙編集委員会（西浦、酒井、中野、大槻、黒岩、滝、落合、西谷） | 9. 23 神戸市北区ゆうわ会法人化集会（西浦）                 |
| 7. 30 作業所職員連絡会との懇談会（西浦、東口）              | 9. 28 兵庫県井戸知事を囲む福祉の集い<神戸オリエンタル>（西浦、東口）   |
| 8. 1 兵庫はーとふる展実行委員会（中野）                  | 10. 10 精神障害者職業自立支援推進協議会<障害者職業訓練センター>（西浦） |
| 8. 2 福祉サービス利用援助事業関係機関連絡会議（西浦）           | 10. 12 阪神2・丹波地区情報連絡会議<宝塚市総合福祉会館>（西浦）     |
| 8. 8 全県的リハビリ施設のあり方検討委員会（東口）             | 10. 12 福祉大会現地打ち合わせ会<龍野市総合福祉会館>（東口）       |
| 8. 20 県障害者雇用・就業支援ネットワーク検討委員会（西浦）        | 10. 17 機関紙編集会議（西浦、酒井、大槻、落合）              |
| 8. 26 かがやき神戸評議員会（西浦）                    | 10. 19 学生無年金訴訟第一回口頭弁論<大阪地裁>（西浦）          |
| 8. 24 障害者ケアマネジメント研修会（東口）                | 10. 22 ライラック作業所<芦屋>開所式（平坂）               |
| 9. 9 関西の学生無年金障害者を支援する会<大阪>（西浦）          | 10. 22 はなみずき作業所<宝塚>開所式（西浦）               |
| 9. 12 精神病院入院患者レク活動大会<三木>（東口）            | 10. 23 県障害者雇用・就業支援ネットワーク検討委員会（西浦）        |
| 9. 14 ざくろ家族会・作業所10周年記念大会<豊岡>（中野）        |  |
| 9. 21 近畿ブロック研修大会<大阪>（兵庫県より102名参加）       |  |

## あとがき

全家連では、精神分裂病という病名の変更を日本精神神経学会に要望されており、新しい病名について広く一般から募集する新聞公告の企画も進められています。よい名称になることを熱望して止みません。

（酒井）

精神保健福祉講座 No.32

## 精神障害者の就労支援制度について（解説）

「働くこと」をとりまく現実はきびしいものがありますが、精神障害者の「働きたい」という思いを実現し、「働く」権利を守るために、①福祉的就労の内容の充実、②一般就労機会の創出、さらには、③福祉的就労から一般就労への移行促進等の課題を積極的に解決していく必要があります。

### [福祉的就労]

法内施設である授産施設での就労と、法外施設である小規模作業所での就労がありますが、身体障害者や知的障害者に比べ、社会資源が格段に少ないのが実情です。

### [一般就労]

わが国の精神障害者への就労支援施策は、他障害に比べて遅く始まりました。一九八七年「障害者雇用促進法」の改正で、やっと同法の対象となり、その後、身体障害者、知的障害者の後を追うようにして、さまざまな施策が展開されてきました。

しかし、障害者雇用の基本法といわれる「障害者雇用促進法」が定めている『法定雇用率制度』は依然として精神障害者に対しては未適用です。

精神障害者が利用できる主な就労支援制度の一覧表

制度 プログラム	窓口	対象者	期間	訓練手当 委託費、助成金	備考
特定求職者 雇用開発助 成金	ハロー ワーク	精神障害者等（精神分裂病、そ ううつ病、てんかん）及び精神 保健福祉手帳の交付を受けて いる方。※他障害も適用	雇い入れ後1年間	支払った賃金の4 分の1（中小企業は 3分の1）を助成。 半年毎の申請。	1週間に30時間以上の 就労時間と20～30時 間の短時間がある。
職場適応訓 練	ハロー ワーク	精神障害者等（精神分裂病、そ ううつ病、てんかん）及び精神 保健福祉手帳の交付を受けて いる方。※他障害も適用	6カ月（重度障害者は 1年間）	事業主に訓練費と して訓練生一人につき24,100円。訓 練生に1ヶ月約 130,000円	雇用予約あり。
短期職場適 応訓練	ハロー ワーク	精神障害者等（精神分裂病、そ ううつ病、てんかん）及び精神 保健福祉手帳の交付を受けて いる方。※他障害も適用	2週間（重度障害者は 4週間）	事業主に訓練費と して訓練生一人につき960円または 1,000円。訓練生に 1日約5,000円	

制 度 プロogram	窓口	対 象 者	期 間	訓練手当 委託費、助成金	備 考
医療機関と連携したジョブガイダンス事業	ハロー ワーク	就職を目指して具体的に活動を開始している方	都道府県ごとに違うが、東京都では2週にわたり6日程度	無し	全ての安定所で行っているわけではない。安定所に問合せが必要。
障害者雇用機会創出事業	ハロー ワーク 障害者職業センター	公共安定所に求職登録している障害者	3カ月	1カ月 116,700円 (16日以上)が支払われる。15日以下は日数によって87,700円・29,000円。	事業主には59,000円(16日以上)、15日以下は日数によって44,300・14,700円。
職業準備訓練	障害者職業センター	活用の必要があるとセンターで判断された就職を希望する方	8週間	手当なし	主は知的障害者でユミレーション工場における小集団作業場面で労働習慣を身につけるなどの職業訓練。月～金の9:00～16:00ぐらいの訓練
職域開発援助事業	障害者職業センター	職業的重度障害者（精神障害者の利用も可能） 活用の必要があるとセンターで判断された就職を希望する方	平均的に1～3カ月 (最長7カ月まで延長ができる)	手当なし。 事業所に協力委託費。	生活支援パートナー及び事業所内の技術支援パートナーが個別的な援助を行う。
社会福祉法人及び小規模操作業所との連携による職域開発援助事業	障害者職業センター	職業的重度障害者（精神障害者の利用も可能）及び当該施設等に通所していること	1～4カ月	手当なし。 生活支援パートナーの委託費16日以上215,000円。 事業所に協力委託費。	作業所職員等福祉施設職員を生活支援パートナーとして委託。
地域雇用支援ネットワークによる精神障害者職業自立支援事業	障害者職業センター	精神障害者	3カ月間の間に地域の授産や精神保健福祉センター等の施設施設や企業等と連携して作業体験や実習などを通じて就労準備等を確認する事業。		全てのセンターで行っているわけではない。
社会適応訓練事業	保健所 保健福祉センター	通院中の精神障害者（知的障害者を除く）	原則として6カ月（延長で最大3年まで）	東京都の場合は、委託料は訓練者1人につき日額3,456円。その内1,100円を訓練者に手当として支払われる。	都道府県単位で予算。